

# 船橋市立塚田小学校 PTA 規約

# 船橋市立塚田小学校 PTA 規約

## 第1章 名称・事務所

### 第1条（名称）

本会は「塚田小学校 PTA」（以下「本会」という）とする。

### 第2条（事務所）

本会の事務所は塚田小学校内に置く。

## 第2章 目的・活動

### 第3条（目的）

本会は、保護者と教職員が協力し、児童の健やかな成長と学習環境の向上を図ることを目的とする。

### 第4条（活動）

本会は目的達成のため、次の活動を行う。

1. 学校と家庭の連携を深め、児童の成長を支援する活動
2. 学校施設や設備の充実に寄与する活動
3. 児童の安全確保および児童が安心して学校生活を送るための活動
4. 会員の教養向上および親睦を図る活動
5. 会員相互の意識向上・連絡調整・親睦に関する活動
6. その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第3章 基本方針

### 第5条（方針）

本会は、教育的立場に基づく会員の自主的な意思に基づく非営利の任意団体として次の方針で運営する。

1. 児童の教育・福祉に関わる団体・機関と協力する
2. 特定の政党・宗教に偏らず、営利目的の活動は行わない
3. 学校の人事や管理運営には干渉しない

## 第4章 会員

### 第6条（会員）

会員は、入会届が受理された児童の保護者および教職員とする。

### 第7条（入会・退会）

1. 入会は入学時または転入時に行う。
2. 転出した場合は自動的に退会となる。

### 第8条（会費）

1. 会費は月額250円とする。

2. 年度途中の入会者は、入会月から納入する。
3. 退会後の未経過分会費は返還する。

## 第5章 会計

### 第9条（経費）

本会の経費は、会費その他の収入をもって充当する。

### 第10条（予算）

本会の会計は、総会で決定した予算に基づいて執行する。必要に応じ、運営委員会で補正予算を決議することができる。

### 第11条（決算）

決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。

### 第12条（会計年度）

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第6章 役員

### 第13条（役員）

本会の役員は次のとおりとする。

- 会長 : 1名
- 副会長 : 3名（うち教頭1名）
- 会計 : 2名
- 書記 : 4名
- 専門委員
- 会計監査 : 2名

※事情により変更を認める。

### 第14条（役員を選出）

1. 会長・副会長・会計・書記・会計監査は総会で選出する。
2. 専門委員は、校外対策委員（各学級1名）、卒業対策委員（6年各学級1名）、イベント実行委員（60名程度）を会員から選出する。

### 第15条（任期）

1. 会長・副会長は1年。再任可。ただし連続3年まで。
2. その他役員は1年（イベント実行委員は除く）。再任を妨げない。
3. 各役員とも、任期には引継ぎ期間を含まない。

### 第16条（役割）

1. 会長 : 本会を代表し、会議招集・運営を行う。
2. 副会長 : 会長を補佐し、必要時は代行する。
3. 書記 : 会議録の作成・会務連絡など庶務を担当する。
4. 会計 : 予算に基づく会計処理を担当する。

5. 専門委員：各委員会の活動を担う。
6. 会計監査：会計の監査を行う。

## 第7章 議決機関

### 第17条（議決機関）

本会には、議決機関として総会および運営委員会を置く。

### 第18条（総会）

総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関とする。

### 第19条（総会の開催）

1. 定期総会は4月または5月に開催する。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要請があった場合に開催する。
3. 総会は書面または電子的手段で実施できる。

### 第20条（定足数）

総会は、会員の3分の1以上（委任状含む）の出席で成立する。

### 第21条（決議）

議事は出席者の過半数で決議する。

### 第22条（運営委員会）

運営委員会は総会決定事項の審議・決裁を行い、緊急案件は総会を待たずに決議できる。

### 第23条（運営委員会の構成）

会長・副会長・会計・書記・校外対策委員長・副委員長・イベント実行委員長・副委員長、校長で構成する。

ただし、特別な事情がある場合はその限りではない。※会員は議決権なしで出席可。

### 第24条（運営委員会の開催）

原則として年4回開催する。また必要時は会長判断で開催する。

### 第25条（運営委員会の決議）

構成員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数で決定する。

## 第8章 委員会

### 第26条（常置委員会）

常置委員会として、総務委員会および次の専門委員会を置く。

- 校外対策委員会
- 卒業対策委員会
- イベント実行委員会

ただし、特別な事情がある場合はその限りではない。

#### 第 27 条（臨時委員会）

運営委員会が認めた場合、必要に応じて臨時委員会を設置し、任務終了時に解散する。

#### 第 28 条（委員長・副委員長）

各専門委員会および臨時委員会の委員長（1名）、副委員長（1～2名）は各委員会で選出し、会長が委嘱する。

#### 第 29 条（委員）

各専門委員会および臨時委員会の委員は、会員の中より選出し、会長が委嘱する。

#### 第 30 条（総務委員会）

総務委員会は、会長、副会長、会計、書記、および校長をもって構成し、次の仕事をする。

1. 各委員会の意見を調整し、年間計画を作成する。
2. 活動評価を行い翌年度への資料とする。
3. 総会議案の作成を行う。

#### 第 31 条（校外対策委員会）

児童の生活面の補導、地域安全環境の整備、地区ごとの集会の開催などを行う。

#### 第 32 条（卒業対策委員会）

卒業式に関わる準備、記念品の選定・発注等を行う。

#### 第 33 条（イベント実行委員会）

地域交流・児童の健全育成を目的としたイベントを企画・運営する。

イベント終了後、会長判断で年度途中でも解散できる。

#### 第 34 条（顧問）

必要に応じて運営委員会の承認を得て顧問を置くことができる。

## 附則

1. 本規約は総会で決定・改正し、その日から施行する。
2. 規約運営のための内規は運営委員会承認を経て別に定める。
3. 改正履歴は別に記録する。

## 内 規

P T A規約、附則第 2 項に基づき、運営委員会の承認を得て内規として、次のとおり、慶弔規定、表彰規定、推薦規定、役員規定を定める。

## 慶弔規定

1. 次の慶弔にあたっては、P T A会長が代表となり、その意を表する。

(1) 会員、会員の配偶者、児童が死亡したとき。 供花と 5, 0 0 0 円

(2) 児童が病気やけがなどにより、1ヶ月以上入院したとき。 5, 0 0 0 円

(3) その他慶弔の必要が生じたときは、総務委員会で適宜決定する。

## 表彰規定

1. 本会は、次の該当者（在籍会員は除く）を感謝状に記念品をそえて表彰する。
  - (1) 会長、副会長を務めた者。
  - (2) (1) 以外の総務委員を2年以上務めた者。
  - (3) (1) (2) 以外の正副委員長を3年以上務めた者。
  - (4) (1) (2) (3) 以外の、その他必要と認められる場合は総務委員会で協議して決定する。

## 推薦規定

1. 総会で選出される会長、副会長、会計、書記および会計監査の推薦手続きを次のとおり定める。
  - (1) 推薦委員は運営委員会に参加する者の中から若干名を選出し、構成する。
  - (2) 推薦委員会の委員長は、同委員の互選により決定する。
  - (3) 推薦委員会は、会員の意見に拘束されることなく独立して、  
PTA全体の立場から推薦候補者を決定する。（決定の経過については漏洩してはならない）
  - (4) 推薦委員会が候補者として推薦された場合は、委員会から脱退する。
  - (5) 推薦委員会は、推薦候補者を決定し、その候補者の内諾を得なければならない。

## 役員規定

1. 各役員の一任期に対する履歴数は次のとおり定める。
  - (1) 総務委員（会長・副会長）は役員履歴を4回とする。
  - (2) 総務委員（書記・会計）は役員履歴を3回とする。
  - (3) 正・副委員長は役員履歴を2回とする。
  - (4) その他一般役員、会計監査、他団体役員は役員履歴を1回とする。

## その他

1. 会員は、PTA活動の円滑な運営および学校教育活動の支援のため、  
行事運営や校内環境整備等のボランティア活動に、家庭や仕事等、各自の事情を尊重しつつ、  
可能な範囲で参加・協力するものとする。

## 本規約の来歴

平成5年4月24日	一部改正
平成6年4月23日	一部改正
平成9年4月19日	バザー委員会常設に伴う改正
平成11年4月17日	一部改正
平成14年4月12日	一部改正
平成15年4月18日	一部改正
平成16年5月11日	一部改正

平成16年6月8日	一部改正
平成20年12月9日	一部改正
平成22年1月15日	名称の変更および表記の統一
平成23年3月4日	一部改正
平成26年12月8日	役員任期の一部変更に伴い改正
平成28年2月8日	運営委員会開催回数について改正 会計監査・他団体役員の役員規定について追記
令和2年2月10日	一部改正
令和2年4月17日	一部改正
令和3年2月8日	一部改正
令和5年6月12日	一部改正
令和6年12月9日	一部改正
令和7年2月10日	一部改正
令和7年4月28日	運営委員会の実施回数について改正
令和8年2月27日	専門委員会の再編に伴う改正、表記・表現について全面的に見直し